

# みんなを支え合う 介護保険

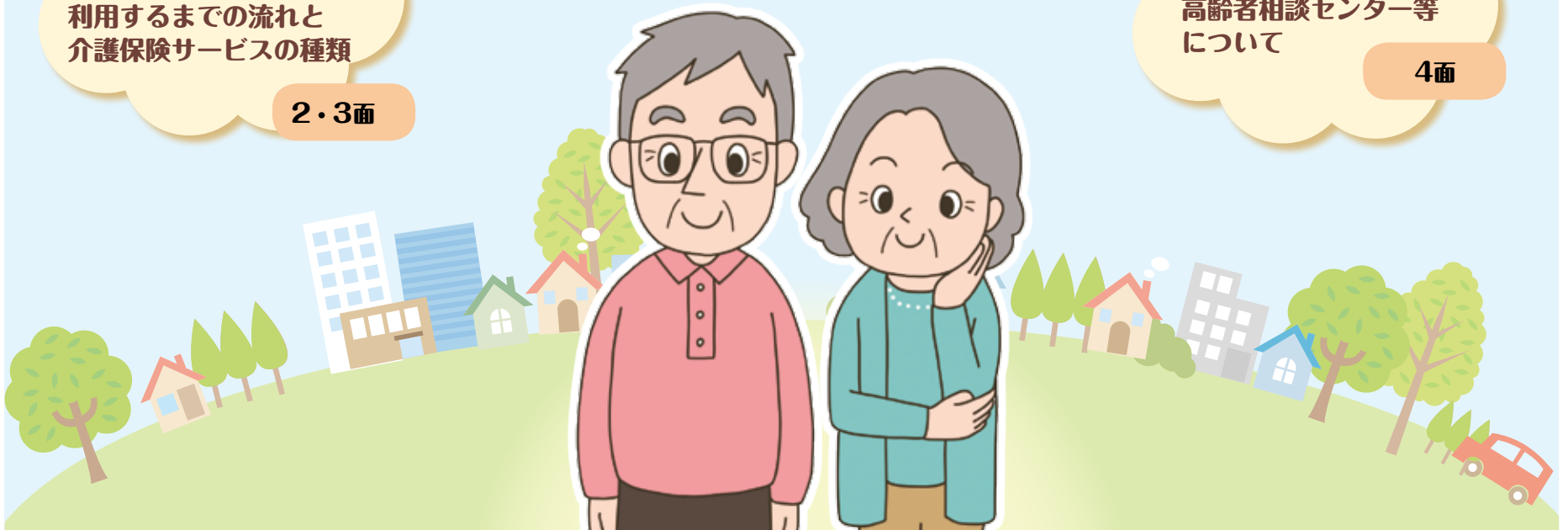
11月11日は介護の日です。  
令和元年で介護保険制度は20年目を迎えました。

介護保険サービスを利用するまでの流れと  
介護保険サービスの種類

2・3面

高齢者相談センター等  
について

4面



介護保険課



## 介護保険制度のしくみ

介護保険は、介護を必要とする状態になった人でも、自立した生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の運営は区(保険者)が行い、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって介護保険料を納めます。介護が必要となったときには、介護保険サービスにかかる費用の1~3割の利用者負担額で介護保険サービスを利用することができます。

### 40歳以上の人(被保険者)

- それぞれの所得に応じた介護保険料を納めます。
- 介護保険サービスが必要となったとき、利用するための申請をします。
- 介護保険サービスを利用して、利用者負担額を支払います。

### 港区(保険者)

- 介護保険被保険者証を交付します。
- 要介護・要支援認定を行います。
- 介護保険負担割合証を交付します。
- 介護サービス事業者への支援や指導を行います。
- 介護報酬の支払いをします。

### 介護サービス事業者

- 都や区等の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織等が介護保険サービスを提供します。



### 介護保険サービスを利用するまでの流れ

#### 介護が必要な状況になったら…

- 入浴時に手助けがほしい
- 車いすを使いたい
- 家に手すりをつけたい
- 施設に入所したい 等

#### 要介護・要支援認定の申請をします

区役所や各総合支所、高齢者相談センター(4面参照)で、申請を受け付けています。  
介護保険被保険者証(青色)が必要です。  
※詳しくは下段☆をご覧ください。

#### 認定審査を行います

認定調査員が自宅や病院等を訪問し、心身の状況について聞き取り調査を行います。  
区から主治医に対し意見書の作成を依頼します。

#### 認定結果を通知します

区は介護認定審査会で、介護の必要度を判定し、申請者に結果をお知らせします。

#### 要介護・要支援認定を受けた人または介護予防・生活支援サービス事業を利用できる人に介護保険負担割合証を交付します

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用したときに支払う利用者負担額の割合(※1~3割)が記載されています。  
介護保険負担割合証は、介護保険サービスを利用する時に必要です。  
※所得によって決まります。



介護保険負担割合証

#### 介護保険サービスを利用します

ケアマネジャー(介護支援専門員)等が本人や家族と話し合いながら、サービス利用計画(ケアプラン)を作ります。  
ケアプランをもとに本人が介護サービス事業者と契約し、介護保険サービスを利用します。  
介護保険サービスを利用した後、利用者負担額を支払います。



問い合わせ  
介護保険課介護認定係  
☎3578-2885~90

#### ●要介護・要支援認定の区分

介護が必要な度合いを、要支援1・2、要介護1~5という段階(要介護状態区分)に分けて認定します。介護が必要な度合いに応じて、利用できる介護保険サービスの種類や回数、介護保険で利用できる額の上限が異なります。なお、自立した生活ができると判断された場合は非該当となります。非該当の場合は、区が行う介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。  
※詳しくは下段☆をご覧ください。

#### ●要介護・要支援認定の有効期間

要介護・要支援認定の有効期間は、原則として12カ月間です(更新申請の場合、最長36カ月間の場合もあります)。有効期間満了日以後も、引き続き介護保険サービスを利用する場合は、更新申請が必要です。  
なお、更新の対象者には有効期間満了日の60日前ごろに、区から更新手続きの通知が郵送されます。  
有効期間内に心身の状態が悪化した場合は、申請窓口にて区分の変更を申請してください。

### 介護保険サービスの種類

#### 在宅サービス

##### ●訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、介護や身の回りの世話をします。

##### ●訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合やその他の施設の利用が困難な場合に、看護師等が入浴車で居宅を訪問し、入浴介護を行います。

##### ●訪問看護

看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

##### ●訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

##### ●居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。

##### ●通所介護(デイサービス)

高齢者が在宅サービスセンター等の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで利用します。

##### ●通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設、病院、診療所等でリハビリテーションを日帰りで利用します。

##### ●短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練等を行います(原則として医療的処置は行いません)。

##### ●短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、必要な医療的処置および日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

##### ●特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)

都や区等の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等で、日常生活上の世話や介護等を行います。

##### ●福祉用具貸与

車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与します。

##### ●特定福祉用具購入費の支給

ポータブルトイレや入浴補助用具等、入浴や排泄に使用する福祉用具を指定事業者から購入したときに、福祉用具購入費を支給します。

##### ●住宅改修費の支給

居宅での手すりの取り付け、段差の解消等の住宅改修を行ったときに、住宅改修費を支給します。  
※工事着工前の申請が必要です。申請書類には、2者以上の見積書が必要です。

#### 地域密着型サービス

##### ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間体制で、ホームヘルパーや看護師等が居宅を訪問し、介護や看護を行います。

##### ●夜間対応型訪問介護

夜間において、ホームヘルパーが居宅を訪問し、介護や日常生活上の世話をします。

##### ●地域密着型通所介護

定員が18人以下の通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで利用します。

##### ●認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

定員が12人以下の通所介護施設で、認知症の人を対象に、日常生活上の世話や機能訓練等を日帰りで利用します。

##### ●小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ多機能なサービスを行います。

##### ●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が家庭的な環境で共同生活するグループホームで、介護や日常生活上の世話をします。

##### ●看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状態に応じて、通所・宿泊・訪問介護に訪問看護を組み合わせたサービスを行います。

##### ●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症等により、常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所します。

##### ●介護老人保健施設(老人保健施設)

医師の指示のもとで、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする人が入所します(常勤の医師がいます)。

##### ●介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人が入院します(医療機関の病床です)。

##### ●介護医療院

長期にわたり療養が必要である人が入所します(医療と介護を一体的に受けられます)。

### ★介護保険被保険者証について

65歳になった人(第1号被保険者)には、区から介護保険被保険者証(被保険者証)を交付します。

※40~64歳の人(第2号被保険者)には、要介護・要支援認定の申請をして認定結果が出た場合に、被保険者証を交付します。

被保険者証はこんなときに必要です大切に保管しましょう

- 要介護・要支援認定を申請(更新)するとき
- サービス利用計画(ケアプラン)の作成を依頼するとき
- 介護保険サービスを利用するとき



介護保険被保険者証

問い合わせ  
介護保険課介護保険係 ☎3578-2891~7

### ★介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された人や、区が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上(一部の事業は60歳以上)の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

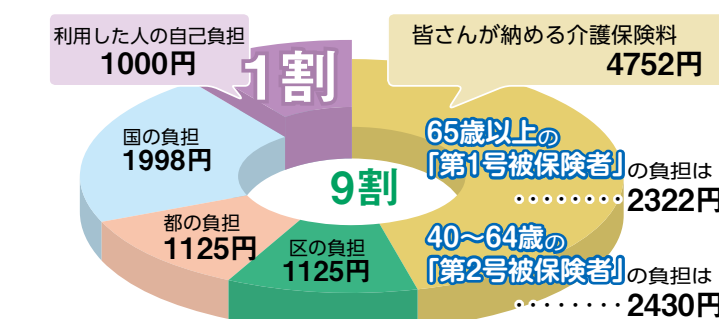
問い合わせ  
高齢者支援課介護予防推進係 ☎3578-2930

### 介護保険サービスの費用負担について

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の1~3割を、利用した人が負担します。  
残りの7~9割を、公費と被保険者が納付する保険料で負担します。

#### 利用者負担額の割合が1割の場合

例えば、1万円分の介護サービスを利用したとすると…



### 高額介護(介護予防)サービス費の支給

1か月に利用した介護保険サービスの利用者負担額(※1)が表1の上限額を超えた場合、その差額を支給します。該当の人には、区から「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」をお送りします。

表1 1か月当たりの利用者負担額の上限額

所得区分	上限額(世帯合算)
同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人	4万4400円
住民税課税世帯の人	4万4400円(※2)
●住民税非課税世帯 ●①、②以外の人	2万4600円
①世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ②世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1万5000円(※3)
●生活保護の受給者	1万5000円(※3)

- ※1 特定福祉用具購入費、住宅改修費、施設入所等の食費・居住費は含みません。
- ※2 利用者負担額の割合が1割負担者のみの世帯については、8月~翌年7月の1年間で44万6400円(3万7200円×12カ月)が年間上限額になります。
- ※3 世帯単位でなく、個人単位の上限額です。

問い合わせ  
介護保険課介護給付係 ☎3578-2876~80

### 利用者負担額の軽減・助成について

住民税非課税世帯の人は、利用者負担額が軽減される場合があります。軽減や助成を受けようとするときは、世帯全員の税の申告を先に済ませてから、申請をしてください。

#### ●施設サービスの食費・居住費(滞在費)の軽減

介護保険施設(ショートステイを含む)に入所した際の食費および居住費(滞在費)の負担を表2のとおり軽減します。

表2 対象となる人・利用者負担額

利用者負担段階	居住費等(日額)				食費(日額)
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階 ●生活保護の受給者 ●本人および世帯員全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者	820円	490円	320円(490円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯員全員が住民税非課税であって、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	420円(490円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯員全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人	1310円	1310円	820円(1310円)	370円	650円

※非課税年金とは遺族年金や障害年金を指します。  
※( )内は、介護老人保健施設・介護療養型施設、介護医療院に入所または短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室・居住費(滞在費)の額です。  
※預貯金額や年間収入等の要件があります。

#### ●ホームヘルプサービス等の利用者負担額の助成

訪問介護(ホームヘルプ)等を利用している人の利用者負担額を1割(10パーセント)から3パーセントに軽減します。

#### ●利用者負担額の助成

同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が1万5000円を超え、2万4600円以下の部分についての負担額の2分の1を助成します(最高4800円/月)。

問い合わせ  
介護保険課介護給付係  
☎3578-2876~80



介護が必要になったとき、困ったときは…

# お近くの 高齢者相談センターへ

(地域包括支援センター)

区では、高齢者の皆さんや介護をしている皆さんの総合的な相談窓口として、区内5地区に高齢者相談センター(地域包括支援センター)を設置しています。高齢者相談センターでは、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が中心となって、高齢者を支援します。

## こんな相談をお受けします

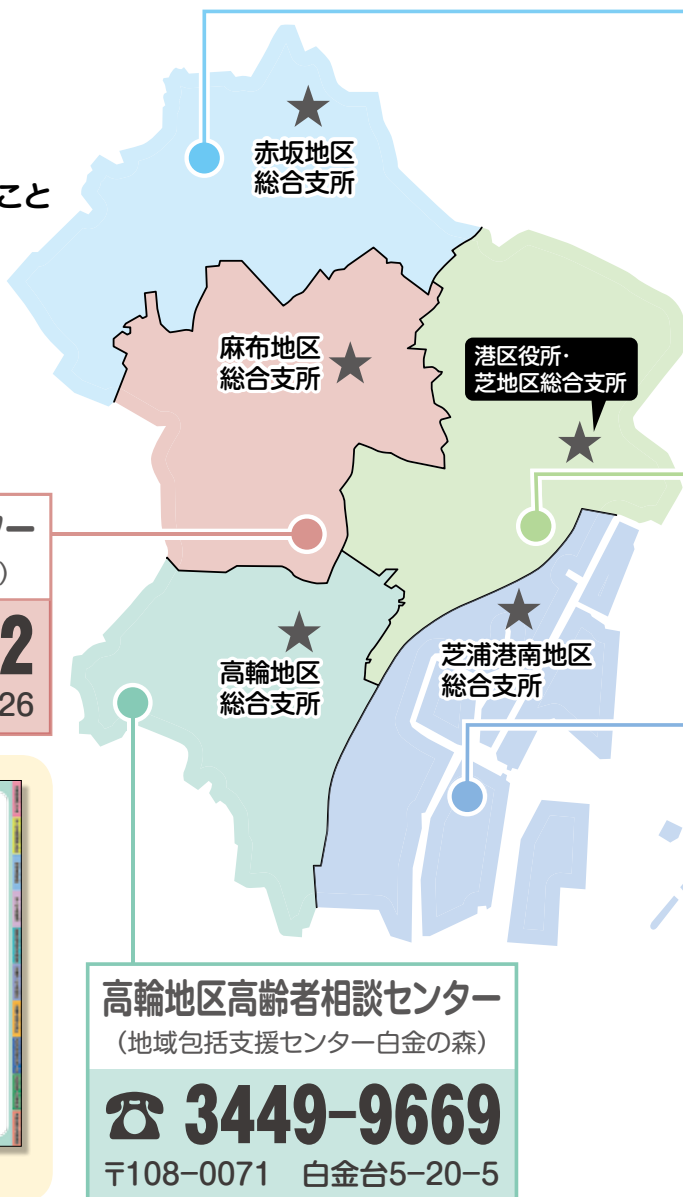
- 高齢者福祉サービスや介護保険に関すること
- 介護予防の取り組みに関すること
- 消費生活被害や虐待等、高齢者の権利擁護に関すること

## 受付時間

- 毎週月～土曜 午前9時～午後7時30分
- 日曜、祝日、年末年始 午前9時～午後5時
- 在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。

麻布地区高齢者相談センター  
(南麻布地域包括支援センター)

☎ **3453-8032**  
〒106-0047 南麻布1-5-26



赤坂地区高齢者相談センター  
(北青山地域包括支援センター)

☎ **5410-3415**  
〒107-0061 北青山1-6-1

芝地区高齢者相談センター  
(芝地域包括支援センター)

☎ **5232-0840**  
〒105-0014 芝3-24-5

芝浦港南地区高齢者相談センター  
(地域包括支援センター港南の郷)

☎ **3450-5905**  
〒108-0075 港南3-3-23

高輪地区高齢者相談センター  
(地域包括支援センター白金の森)

☎ **3449-9669**  
〒108-0071 白金台5-20-5

## 介護保険ガイドブック をご利用ください

介護保険課(区役所2階)・各総合支所区民課・高齢者相談センター等で配布しています。



介護保険ガイドブック

## 介護の仕事に従事する 人を支援しています

区では、介護保険事業者が安定的に介護保険サービスを提供できるように、介護人材を育成するための支援等を行っています。

### 介護職員研修受講費用等の助成について

介護福祉士資格取得や介護職員初任者研修、介護職員実務者研修等の受講費用等の助成をしています。なお、助成後、区内の訪問介護事業所に3年以上勤務することが要件です。



### 介護のしごと面接・相談会

介護サービス事業者が出展する面接・相談会を開催します。介護のしごとに興味のある人のご来場をお待ちしています。

とき 令和2年1月16日(木)午後1時～4時  
ところ 港区スポーツセンター(みなとパーク芝浦内)

### 問い合わせ

介護保険課介護事業者支援係 ☎3578-2881~3

## 介護中 介護マークを 配布しています

介護する人の精神的な負担を軽減し、周囲からの協力を得られるように、認知症や障害のある人の介護をする家族等に介護マークを配布します。

### 配布する 介護マークの タイプ

介護マークは、次の3種類の形で配布しています。ご希望の形を選び、お問い合わせください。

- (1) 首かけタイプ 1人1個まで
- (2) 腕章タイプ 1人1個まで
- (3) ステッカータイプ 1人5個まで

費用 無料  
配布場所 各総合支所区民課保健福祉係、各高齢者相談センター、障害保健福祉センター  
申し込み 直接、介護マークを配布する各施設へ。

### 問い合わせ

- 介護保険料・被保険者証について  
介護保険課介護保険料係 ☎3578-2891~7
- 介護保険料の納付相談について  
介護保険課介護収納相談担当 ☎3578-2895・6
- 要介護認定について  
介護保険課介護認定係 ☎3578-2885~90
- 介護保険負担割合証・サービス利用料について  
介護保険課介護給付係 ☎3578-2876~80
- 介護保険サービスの苦情・相談について  
介護保険課介護事業者支援係 ☎3578-2821、81~3
- 高齢者相談センター(地域包括支援センター)について  
高齢者支援課高齢者相談支援係 ☎3578-2407~11
- 介護予防・日常生活支援総合事業について  
高齢者支援課介護予防推進係 ☎3578-2930
- 介護マークの配布について  
高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400~6